

	一般組合員の 公的年金制度と年金の請求手続き 【詳細版】	
--	---	--

令和7年2月



物知りの年金コンシェルジュ「かめるん」

公立学校共済組合広島支部

一般組合員の年金制度（令和7年2月現在）

※ 一般組合員とは、長期給付（年金）事業の適用を受ける本務者・暫定再任用フルタイム勤務職員・任期付職員等です。

I 公的年金制度の仕組み	2 頁
§ 1 公的年金制度	2 頁
§ 2 国民年金の加入手続	4 頁
§ 3 年金の給付事由と種類	6 頁
§ 4 年金の支給	8 頁
II 被用者年金制度の一元化	12 頁
§ 5 「共済年金制度」が「厚生年金保険制度」に統一	12 頁
§ 6 「退職等年金給付（年金払い退職給付）」の創設	13 頁
III 退職後の年金と請求手続等	14 頁
§ 7 過去に受けた「退職一時金」の返還	14 頁
§ 8 年金の繰上げ（60 歳以降）と 繰下げ（66 歳以降）	15 頁
§ 9 老齢厚生年金の支給調整	17 頁
§ 10 障害厚生年金	20 頁
§ 11 離婚時の年金分割	23 頁
§ 12 遺族厚生年金・遺族基礎年金	25 頁
参考）公的年金の加入者及び実施機関	26 頁
公務員の老齢厚生（退職共済）年金の受給権をお持ちの方へ年金受給権者の再就職に伴う手続	28 頁
年金受給者・年金待機者待機者に関する手続	29 頁

I 公的年金制度の仕組み

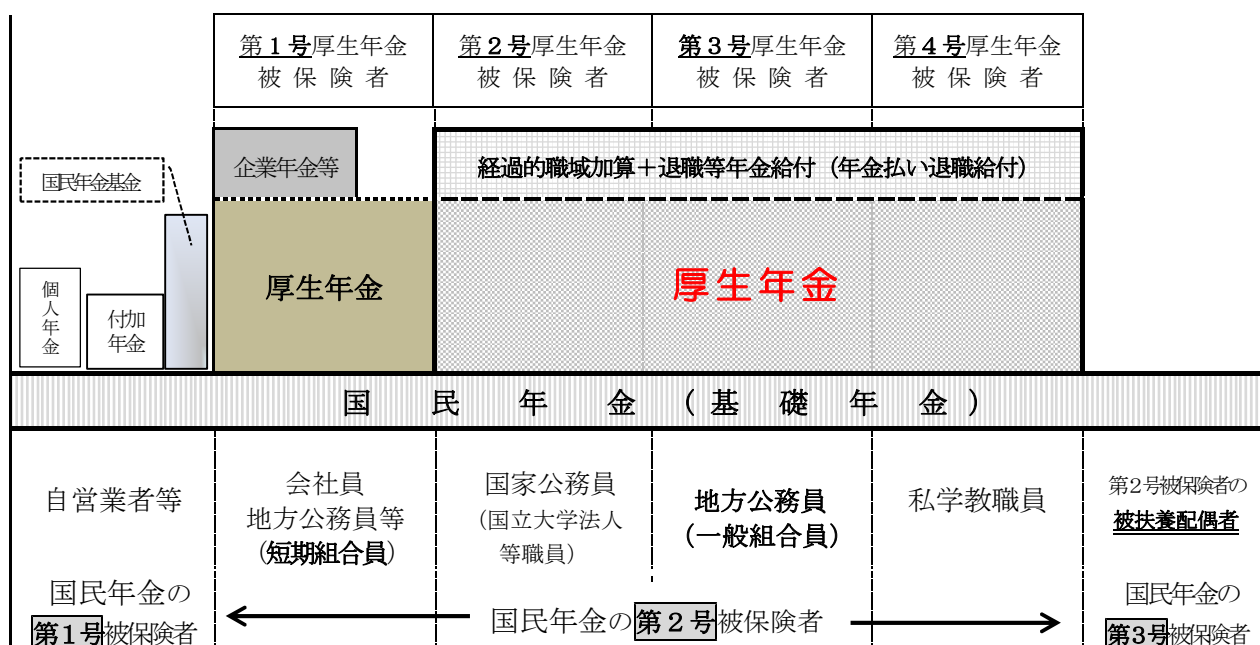
§ 1 公的年金制度

平成 27 年 10 月 1 日に「被用者年金一元化法」が施行され、それまで、「厚生年金保険制度」（民間企業に勤務する人が加入）と「共済年金制度」（国家公務員や地方公務員、私立学校の教職員が加入）に分かれていた被用者（※）の年金制度が「厚生年金保険制度」に統一されました。

これ以降、公的年金は現在の「国民年金（基礎年金）」と「厚生年金」の 2 つの制度になりました。

（※）「被用者」とは、民間企業や官公庁等に勤めている方をいいます。

1 被用者年金制度



2 国民年金（基礎年金）の被保険者の種別

種 別	対 象 者
第 1 号被保険者	国内に住所を有する 20 歳以上 60 歳未満の自営業者、学生などで、第 2 号被保険者及び第 3 号被保険者に該当しない人（保険料は本人が納付）
第 2 号被保険者	厚生年金の被保険者（65 歳未満）
第 3 号被保険者	第 2 号被保険者（65 歳未満）の被扶養配偶者で 20 歳以上 60 歳未満の方

3 厚生年金の被保険者の区分（令和 4 年 10 月以降）

民間被用者（会社員）・地方公務員等（短期組合員）	第 1 号厚生年金被保険者
国家公務員等（国立大学法人等職員）	第 2 号厚生年金被保険者
地方公務員等（一般組合員）	第 3 号厚生年金被保険者
私立学校教職員共済制度の加入者	第 4 号厚生年金被保険者

4 公的年金の種類

給付事由	年齢・要件など	厚生年金	国民年金
老 齢	64 歳まで	特別支給の老齢厚生年金	—
	65 歳から	(本来支給の) 老齢厚生年金	老齢基礎年金
障 害	重度	障害厚生年金	障害基礎年金
	軽度	障害手当金	—
遺族 (*)	子のある配偶者	遺族厚生年金	遺族基礎年金
	子のいない配偶者	遺族厚生年金	—

(*) 遺族厚生年金の受給者となれる遺族は、一般組合員であった人が死亡した当時、その方によって生計を維持されていた配偶者、子、父母、孫、祖父母です。(妻以外は、年齢制限あり。)

5 老齢厚生年金について

昭和 60 年の法律改正により、老齢厚生年金の受給開始年齢が 60 歳から 65 歳に引き上げられ、受給開始年齢を段階的に、スムーズに引き上げるために「特別支給の老齢厚生年金」の制度が設けられました。

昭和 36 年 4 月 1 日以前に生まれた方には、生年月日に応じた支給開始年齢から 65 歳になるまでの間、「特別支給の老齢厚生年金」が支給され、65 歳からは、「(本来支給の) 老齢厚生年金」に切り替わります。同時に、国民年金制度からの「老齢基礎年金」の支給が開始します。

※昭和 36 年 4 月 2 日以後に生まれた方は、「特別支給の老齢厚生年金」の支給はありません。

6 退職等年金給付（年金払い退職給付）について

「退職等年金給付（年金払い退職給付）」は、平成 27 年の被用者年金制度の一元化により、地方公務員の退職給付の一部として、新たに設けられた年金です。平成 27 年 10 月以後の組合員期間を有する方のうち、要件を満たした場合に支給されます。

平成 27 年 9 月までの組合員期間	平成 27 年 10 月以後の組合員期間
経過的職域加算	退職等年金給付 (年金払い退職給付)
老齢厚生年金 (旧共済年金)	
国民年金 (基礎年金)	

共済組合が
支給する年金

日本年金機構が
支給する年金

§ 2 国民年金の加入手続

国民年金は、20 歳以上 60 歳未満の人が加入する制度です。

退職後、共済組合の一般組合員の資格喪失と同時に「国民年金第 2 号被保険者」の資格を喪失します。

また、現職中に 60 歳未満の配偶者を扶養していた方は、配偶者は「国民年金第 3 号被保険者」の資格を喪失しますので、御自身で、国民年金の加入（種別変更）手続が必要になります。

1 国民年金加入者の種別が変わったとき

～60 歳未満の被扶養配偶者（国民年金第 3 号被保険者）がいる方～

退職後、再就職しない等（網掛けの枠）に該当し、かつ「60 歳未満の被扶養配偶者」がいる方は、配偶者の国民年金の「種別」が変わります。

お近くの市区町役場で手続を行ってください（※60 歳までは要保険料納付）。

本人（元一般組合員）の再就職等の状況	元組合員が加入する被用者年金制度	60 歳未満の被扶養配偶者		
		種 別	届出先	保険料
・再就職しない ・自営業 ・下記以外（週 20 時間未満のパートタイム等）の公務員として勤務 ・公立学校共済組合の任意継続組合員（*）	加入しない	第 3 号 ↓ 第 1 号	お住まいの市区町村役場	必要
・暫定再任用職員（フルタイム）・任期付等の公務員として勤務（ <u>一般組合員</u> ）	公務員厚生年金	第 3 号 ↓ 第 3 号	組合員の再就職先	不要
・民間会社又は、私立学校で勤務 ・暫定再任用職員（短時間）、会計年度任用職員、臨時的任用職員等の公務員として勤務（ <u>短期組合員</u> ）	一般の厚生年金又は、私立学校教職員共済制度			

（*）公立学校共済組合の任意継続組合員は、医療保険制度の適用はありますが、共済組合の一般組合員としての資格を有しないため、年金制度の適用はありません（一部、福祉事業の適用あり）。

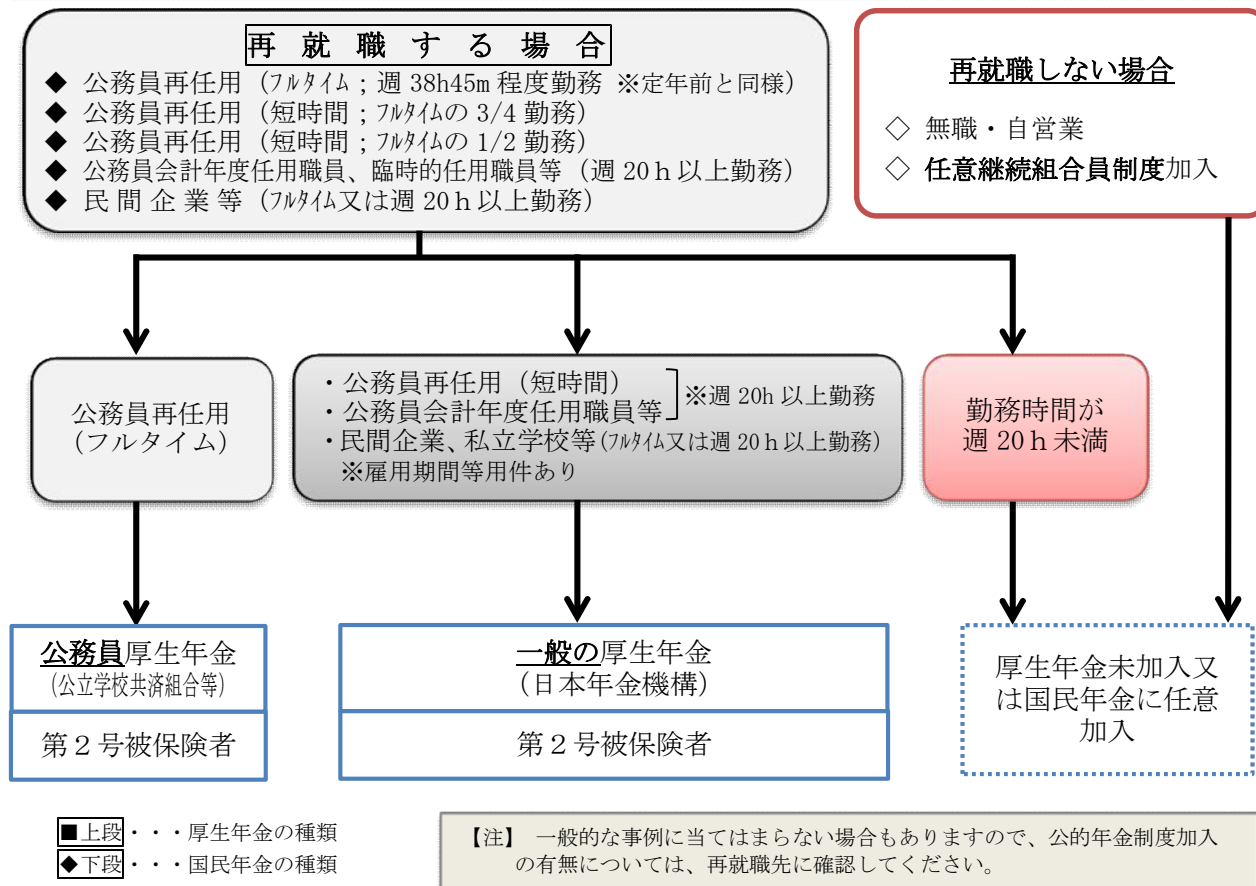
2 国民年金の保険料

国民年金第 1 号被保険者（無職・自営業者・学生等（国民年金の任意加入者を含む））の保険料は、「定額制」です。令和 6 年度の保険料は、月額 16,980 円であり、額は毎年度見直しが行われます。

国民年金制度等については、各市（区）役所、町役場の国民年金担当窓口で確認してください。

3 退職後に加入する公的年金制度（60 歳以上）

- 1 再就職した場合は、「職種」や「勤務形態」により、加入する年金の種類が異なる。
- 2 一般組合員資格喪失後は、現職中に扶養していた配偶者（20 歳以上 60 歳未満）の国民年金の「種別変更」の手続が必要。



《 参考 》 国民年金の手続

- **第 1 号被保険者の手続（※60 歳以上の退職者は、該当しない。）**
第 1 号被保険者になった時（20 歳以上 60 歳未満の方で、第 2 号及び 第 3 号被保険者から、第 1 号被保険者に変更した時を含む。）は、本人が各市区町村役場へ届出を行う必要があります。
- **第 2 号被保険者の手続**
再就職をして、再度、第 2 号被保険者になった時（第 1 号・第 3 号被保険者から第 2 号被保険者になった時を含む。）の届出は、勤務先の事業主が、年金事務所で手続を行うため、本人の届出は必要ありません。
- **第 3 号被保険者の手続（20 歳以上 60 歳未満の被扶養配偶者）**
第 3 号被保険者になると配偶者が加入している厚生年金等から保険料が拠出されるので、本人が国民年金の保険料を納める必要はありません。
第 3 号被保険者になるための手続は、再就職先の事業主を経由して行ってください。
※ 再就職しない場合は、配偶者本人が最寄りの市（区）町又は、年金事務所等で、国民年金制度（第 1 号被保険者）加入の手続を行い、60 歳まで保険料を納付してください。
- ☆ 65 歳以上の厚生年金の被保険者が、老齢厚生年金等の受給権を有している場合は、国民年金制度上の第 2 号被保険者とならないとされています。
したがって、その方によって扶養されている配偶者は、20 歳以上 60 歳未満であっても、第 3 号被保険者とはならず、「第 1 号被保険者」となります。
- ※ 変更手続に必要な書類等については、市（区）町又は、就職先の事業主に確認してください。

§ 3 年金の給付事由と種類

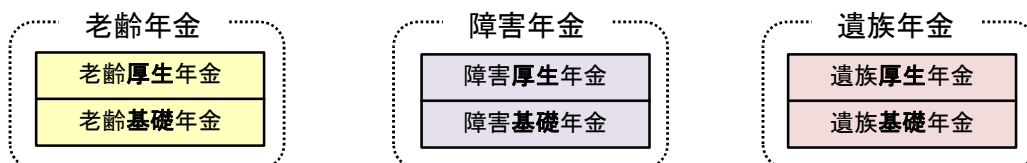
年金は、給付事由により「老齢・障害・遺族」の3種類があります。
年金を受給する際は、それぞれ一定の条件を満たす必要があります。

1 年金の種類と給付事由

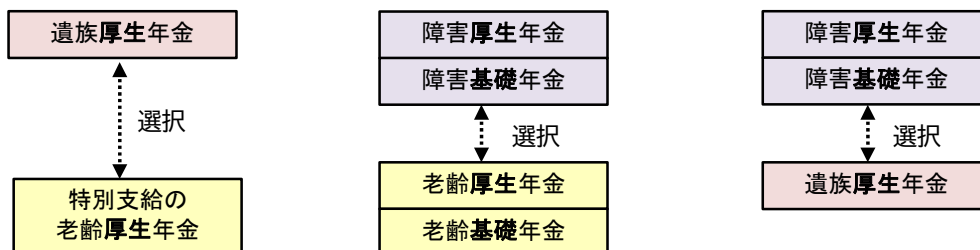
給付事由	厚生年金		国民年金 (基礎年金) (日本年金機構 から支給)
	種 類	概 要	
【老 齢】	老齢厚生年金	一定の組合員期間を有した方が支給開始年齢に達した時に支給される年金（在職中は、一部又は全部支給停止の場合あり）	老齢基礎年金
【障 害】	障害厚生年金	組合員期間中に初診日がある傷病により、一定以上の障害状態となった場合に支給される年金	障害基礎年金
【遺 族】	遺族厚生年金	組合員又は組合員であった方が死亡した時に遺族に支給される年金	遺族基礎年金

2 年金の併給調整

給付事由が同じである「老齢基礎年金と老齢厚生年金」、「障害基礎年金と障害厚生年金」、「遺族基礎年金と遺族厚生年金」は、1つの年金とみなされ、併せて受給することができます。



ただし、給付事由（老齢、障害、遺族）が異なる2つ以上の年金を受けられるようになったときは、原則、いずれか1つの年金を選択することになります（一人一年金の原則）。

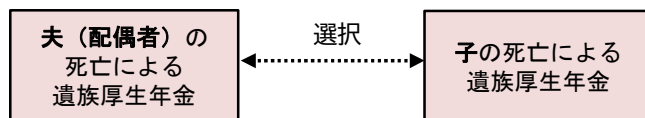


※厚生年金のうち以下のとおり算定対象期間が異なる場合は併給が可能です。

老齢厚生年金（公務員厚生年金）	老齢厚生年金（一般の厚生年金）	老齢厚生年金（私学厚生年金）
老齢基礎年金		

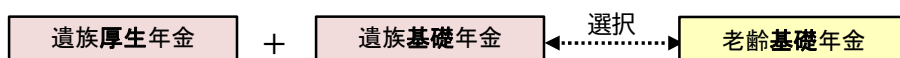
また、同じ給付事由であっても、2つ以上の基礎年金又は2つ以上の厚生年金を受けられるときは、いずれか1つの年金を選択することになります

例：夫（配偶者）が亡くなったことにより遺族厚生年金を受けていた妻が、子が亡くなったことにより、新たに遺族厚生年金を受けられるようになったとき

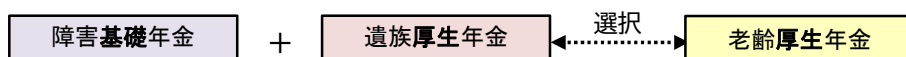


《65 歳からの併給調整の特例》

- 「遺族厚生年金」と「遺族基礎年金」又は「老齢基礎年金」



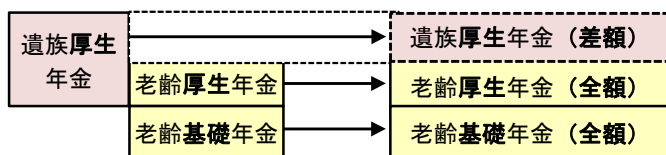
- 「障害基礎年金」と「老齢厚生年金」又は「遺族厚生年金」



- 「遺族厚生年金」の調整

65 歳以上で、「老齢厚生年金」と「遺族厚生年金」を受ける権利がある方は、まず、御自身の「老齢厚生年金」が全額支給されます。そして、「遺族厚生年金」は、「老齢厚生年金」より金額が高い場合に、その差額を受けることができます。

なお、「遺族厚生年金」より「老齢厚生年金」の年金額が高い場合は、「遺族厚生年金」は全額支給停止となります。



§ 4 年金の支給

年金は加入期間、年齢、その他の条件が揃ったとしても、「自動的に支給」されるものではありません。必ず、**請求手続が必要**です。

なお、年金は原則として、加入期間ごとにそれぞれの制度から別々に支給します。

1 年金の支給開始年齢

老齢厚生（退職共済）年金は、本来 65 歳から支給されますが、生年月日に応じて、65 歳になる前（60 歳から 64 歳の間）に「特別支給の老齢厚生（退職共済）年金」（3 ページ「Ⅰ 公的年金制度の仕組み」「§ 1 公的年金制度」「5 老齢厚生年金について」参照）が支給されます（年金受給開始年齢は、下図のとおり。）。

なお、65 歳からは、日本年金機構から、全国民共通の「老齢基礎年金」が支給されます。

※ 平成 27 年 10 月以降に受給権が発生する年金の名称は、「退職共済年金」から「老齢厚生年金」に変更。

生年月日	60 歳	61 歳	62 歳	63 歳	64 歳	65 歳
	特別支給の退職共済・老齢厚生年金等					退職共済（老齢厚生）年金
昭和 24 年 4 月 2 日 ~	特別支給の退職共済年金（職域年金相当部分含む）					退職共済（老齢厚生）年金 + 経過職域加算額
昭和 28 年 4 月 1 日						老齢基礎年金（国民年金）
昭和 28 年 4 月 2 日 ~		特別支給の退職共済年金（職域年金相当部分含む）				老齢厚生年金 + 経過職域加算額
昭和 29 年 10 月 1 日						老齢基礎年金（国民年金）
						厚生年金に統合
昭和 29 年 10 月 2 日 ~		特別支給の老齢厚生年金（以下「特老厚」という。） + 経過職域加算額				老齢厚生年金 + 経過職域加算額 + 年金払い退職給付
昭和 30 年 4 月 1 日						老齢基礎年金（国民年金）
昭和 30 年 4 月 2 日 ~			特老厚 + 経過職域加算額			老齢厚生年金 + 経過職域加算額 + 年金払い退職給付
昭和 32 年 4 月 1 日						老齢基礎年金（国民年金）
昭和 32 年 4 月 2 日 ~				特老厚 + 経過職域加算額		老齢厚生年金 + 経過職域加算額 + 年金払い退職給付
昭和 34 年 4 月 1 日						老齢基礎年金（国民年金）
昭和 34 年 4 月 2 日 ~					特老厚 + 経過職域加算額	老齢厚生年金 + 経過職域加算額 + 年金払い退職給付
昭和 36 年 4 月 1 日						老齢基礎年金（国民年金）
昭和 36 年 4 月 2 日	★ 公的年金制度に「通算 10 年以上加入」している方で、かつ、1 年以上の被用者年金の加入期間（国民年金のみの期間を除く）がある場合は、生年月日に応じて支給。					老齢厚生年金 + 経過職域加算額 + 年金払い退職給付
以降						老齢基礎年金（国民年金）

2 年金の決定・支給

被用者年金一元化後も、公務員共済の組合員期間に係る年金は、従前どおり原則、最後に所属していた共済組合が裁定して支給します（私学共済の組合員期間に係る年金は、日本私立学校振興・共済事業団が行う。）。

また、民間企業等に勤務していた期間に係るの老齢厚生年金と全国民共通の国民年金（基礎年金）の裁定及び支給は、日本年金機構が行います。

3 老齢厚生年金を受給するための支給要件

● 特別支給の老齢厚生年金（65 歳まで）	◎ （本来支給の）老齢厚生年金（65 歳から）
① <u>昭和 36 年 4 月 1 日以前生まれの方</u> で 60 歳以上 65 歳未満であること	① <u>65 歳以上</u> であること
② 厚生年金被保険者期間が <u>1 年以上</u> あること	② 厚生年金被保険者期間が <u>1 月以上</u> あること
③ 受給資格期間が 10 年以上あること	③ 受給資格期間が 10 年以上あること

《厚生年金被保険者期間と受給資格期間》

◆ 厚生年金被保険者期間

厚生年金保険の被保険者（加入者）であった期間で、加入期間のことをいいます。被保険者になった月から被保険者でなくなった月の前月までを、月単位で計算します。

◆ 受給資格期間

公的年金制度（国民年金及び厚生年金）に加入していた期間をいいます。また、合算対象期間（※）や保険料が免除された期間も含まれます。

※合算対象期間は、下記の例のような年金制度に加入していなくても資格期間に加えることができる期間です。なお、この期間は年金額の算定には反映されません。

- ・昭和 61 年 3 月以前に、サラリーマンの配偶者であった期間
- ・平成 3 年 3 月以前に、学生だった期間
- ・海外に住んでいた期間 等

4 年金の支給期

年金は、給付事由の生じた月の翌月分から事由を喪失した日の属する月分まで支給されます。

初回支給分は、「支給開始月」から「定期支給月の前月」までの期間分が支給され、定期支給分は、年 6 回、**偶数月**（2・4・6・8・10・12 月）の **15 日**（その日が土曜、日曜又は祝日の場合は直前の平日）に「各月の前月までの 2 か月分」が支給されます（請求時に請求書に記入した金融機関の口座に振り込み。）。

（例）昭和 38 年 6 月 10 日生まれの方の場合（支給開始年齢は 65 歳）

受給権発生日	令和 10 年 6 月 9 日（65 歳の誕生日の前日）
年金支給期月	<u>給付事由の生じた月（今回は受給権発生日の属する月）の翌月分</u> から支給となるため、初回支給分は、最短で、令和 10 年 7 月分を 8 月 15 日に支給。次回以降は、定期支給となり、令和 10 年 8 月及び 9 月分の 2 か月分を 10 月 13 日（15 日が日曜日にあたるため直近の平日）に支給。 ※ <u>誕生日が 1 日</u> の場合は、1 日の前日、つまり、前月の末日が受給権発生日となる。そのため、10 月 1 日生まれの場合は、受給権発生日が 9 月 30 日となり、その翌月分の 10 月分が初回支給分となる。

5 老齢厚生年金の支給額

老齢厚生年金の支給額は、下記のとおり。

ただし、一般組合員期間中は、①の年金は、一部又は全部、②、③の年金は、全額支給停止。

① 厚生年金相当部分 (報酬比例部分)	+	② 経過的職域加算額 + ③ 退職等年金給付	+	④ 加給年金額
------------------------	---	------------------------------	---	---------

- ① 厚生年金相当部分…掛金に比例する部分で平均給料・給与月額・組合員期間により算出
 ② 経過的職域加算額…①と同じ
 ③ 退職等年金給付…地方公務員の退職給付の一部。毎月の給料等から積立て（掛金は労使折半で1.5%を上限として定める）
 ④ 加給年金額…一定の要件を満たしている加給年金対象者（※）がいる場合加算

◆65歳未満の方は、「特別支給の老齢厚生年金」の金額＝①＋②

●「特別支給の老齢厚生年金」の受給権者（60歳～64歳）のうち、以下のa及びbに該当する場合は、退職時から65歳までの間、①及び②に加え「定額部分（基礎年金相当部分）」が支給される。

- a. 公務員の組合員期間が44年以上の方又は、障害等級3級以上の障害をお持ちの方
 b. 被用者年金制度に加入していない（厚生年金に加入していない）。

◆65歳以上の方は、「本来支給の老齢厚生年金」の金額＝①＋②＋③＋（④）

● 65歳以降は、この他に国民年金制度の「老齢基礎年金（国民年金）」が日本年金機構から支給される。

<（※）加給年金対象者>

受給者（年金を受ける方）と生計を共にし、かつ、年収が850万円未満の方で、以下のⅠ～Ⅲのいずれかに該当する方

- Ⅰ 65歳未満の配偶者
 Ⅱ 18歳未満の子（18歳到達年度末日（3月31日）を経過していない子）
 Ⅲ 20歳未満で障害年金の障害等級の1級又は2級に該当する子

なお、ただし、加給年金対象者が「20年以上の加入期間に基づく老齢厚生年金（①、②の場合を含む）又は、障害年金を受給している場合は、加給年金額の支給は停止

- ① 加給対象者の年金の請求・受給の有無に関わらず支給開始年齢に到達している。
 ② 加給対象者の年金が給料との調整で全額支給停止となっている。（R4.4.1～）

- ・ 18歳未満の子とは、18歳に達する日の属する年度末まで
- ・ 収入が850万円未満とは、所得が655.5万円未満（ただし、以上であっても、近い将来（概ね5年内）、収入が850万円又は所得が655.5万円未満となる場合を含む。）

<加給年金額（年額）>

被保険者（組合員）期間20年以上で「本来支給の老齢厚生年金」の受給権発生時に加給年金対象者がいる場合、下記の金額が加算されます。

令和6年4月1日現在

配 偶 者	子	
408,100円（※）	2人まで（1人につき）	3人目から（1人につき）
	234,800円	78,300円

（※）年金受給者が昭和18年4月2日以後生まれである場合の額。

6 老齢厚生年金の算定方法

「組合員期間」及び「給料・期末手当等」に基づき算定される。ただし、被用者年金一元化後の給料月額、標準報酬月額となる（法改正等により随時変更される。）。

区 分	老齢厚生年金額の算定方法
厚生年金相当部分 (報酬比例部分)	[平成 15 年 3 月 31 日以前の組合員期間] $\text{平均標準報酬月額} \times 7.125/1000 \times \text{組合員期間月数}$ $+$ [平成 15 年 4 月 1 日以後の組合員期間] $\text{平均標準報酬額} \times 5.481/1000 \times \text{組合員期間月数}$
経過職域 加算額	[平成 15 年 3 月 31 日以前の組合員期間] $\text{平均給料月額} \times \left[\begin{array}{l} 1.425/1000 \text{ (組合員期間 20 年以上)} \\ 0.713/1000 \text{ (組合員期間 20 年未満)} \end{array} \right] \times \text{組合員期間月数}$ $+$ [平成 15 年 4 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日までの組合員期間] $\text{平均給与月額} \times \left[\begin{array}{l} 1.096/1000 \text{ (組合員期間 20 年以上)} \\ 0.548/1000 \text{ (組合員期間 20 年未満)} \end{array} \right] \times \text{組合員期間月数}$

《参考》 老齢基礎年金の算定方法（令和 6 年 4 月現在）

<基本的な考え方>

20 歳から 60 歳までの 40 年間の保険料をすべて納めると、満額の老齢基礎年金を 65 歳から受け取ることができます。計算式は以下のとおりです。

★ 計 算 式

(S31.4.1 以前生まれの方は 813,700 円) (※ 1) ×

国民年金の保険料
納付済月数 (※ 2)

40 年 (480 月)

※ 1 年額 816,000 円（満額）は令和 6 年度の額であり、改正等により毎年で改定される。

※ 2 20 歳から 60 歳になるまでの被用者年金（厚生年金、共済年金）の加入期間を含む。

なお、20 歳未満及び、60 歳以降の年金加入期間は、「老齢基礎年金」に算入されないが、65 歳から支給される老齢厚生年金に「経過職域加算額」として加味される。

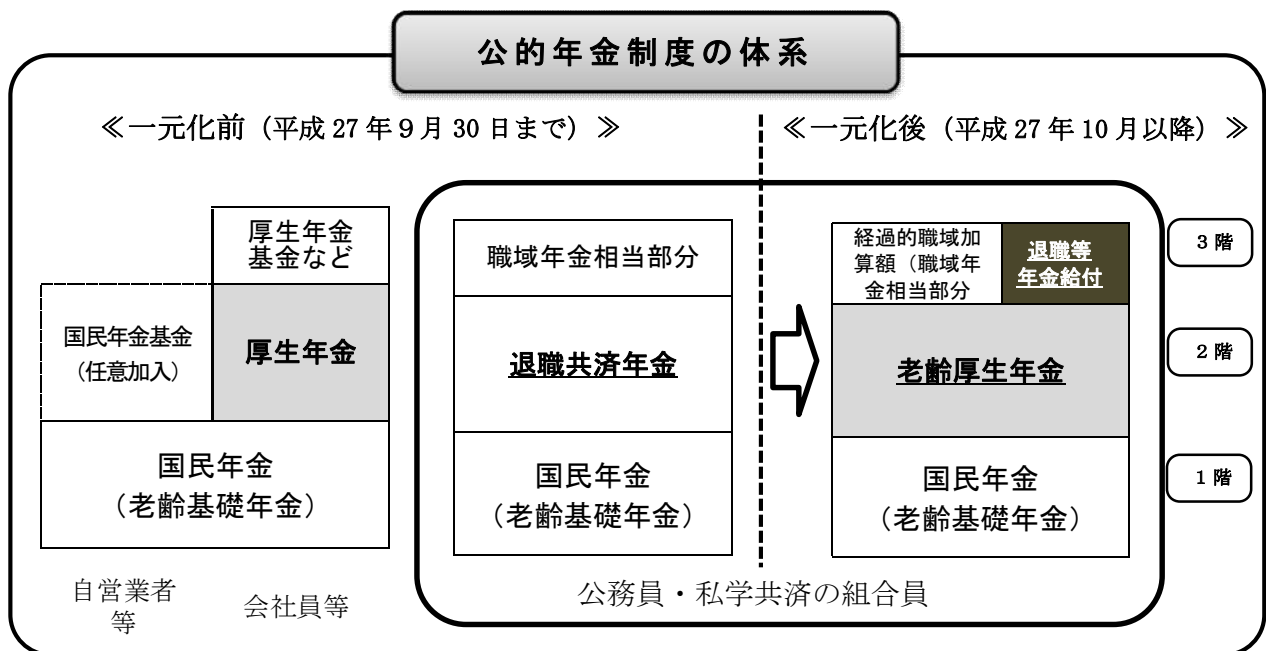
Ⅱ 被用者年金制度の一元化

§ 5 「共済年金制度」が「厚生年金保険制度」に統一

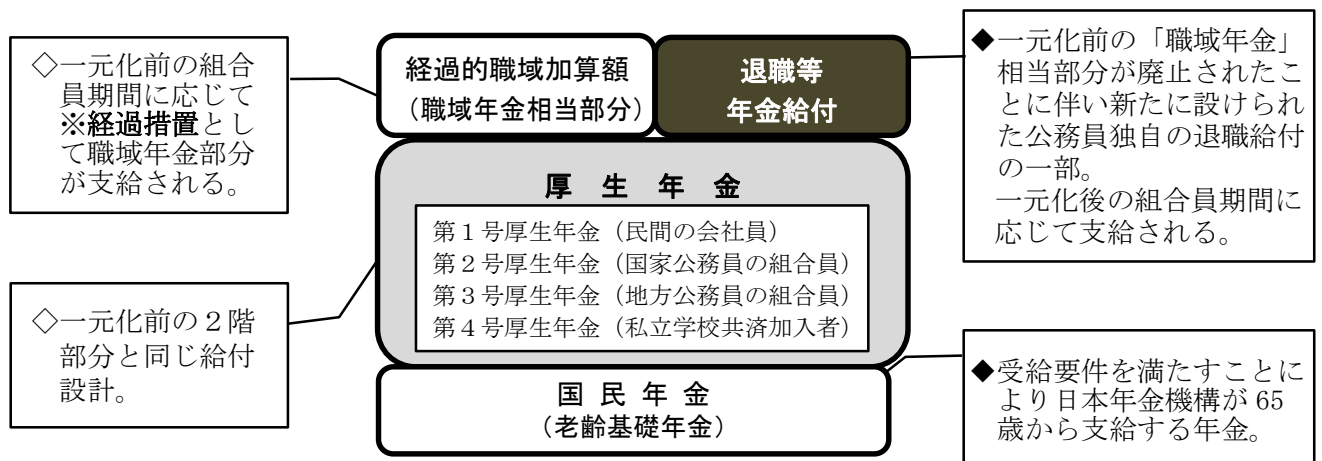
今後の少子・高齢化の一層の進行等に備え、将来に向けた年金制度の安定性を高めるとともに公平な仕組みを確保するため行われた「被用者年金一元化」以降、それまで「共済年金制度」に加入していた教職員などの地方公務員も「厚生年金保険制度」に加入することとなりました。

なお、効率的な事務処理を行う観点から、一元化後も公立学校共済組合が組合員の年金記録の管理や支給を行っています。

支給される年金は、一元化前（H27.9.30前）に年金の受給権が発生する場合は「退職共済年金」、一元化後（H27.10.1以降）に年金の受給権が発生する場合は「老齢厚生年金」となります。



***** 被用者年金一元化後（平成 27 年 10 月以降）*****



§ 6 「退職等年金給付（年金払い退職給付）」の創設

被用者年金一元化に伴い、「共済年金制度」独自の「職域年金相当部分（以下「職域部分」という。）」は平成 27 年 9 月末で廃止され、10 月からは新たに「退職等年金給付（年金払い退職給付）」が設けられました。

なお、平成 27 年 9 月までの組合員期間がある場合は、経過措置としてその期間に応じた、職域部分の年金として「経過的職域加算」が支給されます。

つまり、平成 27 年 10 月をまたいで組合員期間を有する場合は、「老齢基礎年金（国民年金）」、「老齢厚生年金」、「経過的職域加算」、「退職等年金給付（年金払い退職給付）」の 4 種類の年金等が支給されます。

■ 職域部分と退職等年金給付（年金払い退職給付）の相違点

- ・ 職域部分は、公的年金であるが、退職等年金給付（年金払い退職給付）は、民間の企業年金に相当する、「退職給付の一部」。
- ・ 職域部分は、現役世代の保険料で受給者の給付を賄う「賦課方式」だが、退職等年金給付（年金払い退職給付）は、自分の将来の年金給付に必要な原資を自分の保険料で積み立てる「積立方式」。

■ 経過的職域加算額〔平成 27 年 9 月までの組合員期間について適用〕

- ・ 「共済年金制度」独自の職域部分の廃止に伴う経過措置として、平成 27 年 9 月末までの公務員共済組合の加入期間の報酬に比例し、平均給与（給料）月額と加入期間に基づき算出。

■ 退職等年金給付（年金払い退職給付）〔平成 27 年 10 月からの組合員期間について適用〕

- ・ 平成 27 年 10 月以降に支払った掛金や、期間に応じた利子等を元に給付算定基礎額を算出し、実際に支給される年金額を算出。
- ・ 半分は 10 年又は 20 年の有期年金（一時金として受け取りも可能）、半分は終身年金。
※受給中に、受給者本人が亡くなられた場合は、終身年金は終了、有期年金の残余部分は、遺族に一時金として支給。
- ・ 65 歳から支給（60 歳までの繰上げ支給、70 歳までの繰下げ受給も可能）。
- ・ 公務に基づく負傷又は病気により障害の状態になった場合や死亡した場合に、「公務障害年金 公務遺族年金」を支給。
- ・ 組合員又は年金受給権者（現役時から退職後まで）が、禁固以上の刑に処せられた場合、停職以上の懲戒処分を受けた場合又は退職手当支給制限等処分に相当する処分を受けた場合に支給制限あり。

Ⅲ 退職後の年金と請求手続等

§ 7 過去に受けた「退職一時金」の返還

「退職一時金」の制度は、昭和 54 年 12 月 31 日以前に、組合員期間が 1 年以上 20 年未満で退職したため、退職年金が支給されない方に対して、在職中に徴収された掛金を返還する趣旨から設けられた制度です。

「退職一時金」は、①退職一時金を全額受け取って年金加入期間を精算する方法と、②将来年金として受給するため、一部又は全額残しておく「減資控除」(※1)という方法のいずれかを選択することができました。

①の場合は、原則、年金の請求はできません(※2)が、②の場合は、受給した退職一時金に利子に相当する額を加えて返還していただくことにより、年金を請求することができ、昭和 54 年 12 月以前の当該期間については、年金額の決定に必要な組合員期間に含まれることとなります。

- (※1) 原資控除…年金を受給するための権利を残すため、退職一時金から年金の原資を控除することをいいます。
(※2) 再び、公務員共済組合に加入し、組合員期間が 20 年以上になった場合は、退職一時金に利子に相当する額を加えて返還していただくことにより、年金を請求することができます。

1 「退職一時金」の返還

一時金として精算された期間は、掛金の納められていない、いわばカラ期間となっていますので、年金請求時に、既に受け取った退職一時金に利子相当額を合わせた金額を返還していただく必要があります。

利子相当額は、過去に給付を受けた退職一時金の額に、退職一時金の給付を受けた月の翌月から年金を受ける権利を有することとなった月(年金支給開始月の前月)までの期間に対する、法令で定められた以下の利率を利率を複利計算による方法で算出した額となります。

期 間	利率 (%/年)	期 間	利率 (%/年)	期 間	利率 (%/年)
～平成 13 年 3 月	5.5	平成 22 年 4 月～	1.8	令和 2 年 4 月～	1.7
平成 13 年 4 月～	4.0	平成 26 年 4 月～	2.6	令和 5 年 4 月～	1.6
平成 17 年 4 月～	1.6	平成 27 年 4 月～	1.7	令和 7 年 4 月～	1.7
平成 18 年 4 月～	2.3	平成 28 年 4 月～	2.0	令和 8 年 4 月～	2.0
平成 19 年 4 月～	2.6	平成 29 年 4 月～	2.4	令和 9 年 4 月～	2.1
平成 20 年 4 月～	3.0	平成 30 年 4 月～	2.8		
平成 21 年 4 月～	3.2	平成 31 年 4 月～	3.1		

2 返還方法

退職一時金等は、年金の定期支給額の 2 分の 1 を超えない範囲内で、返還額に達するまで、定期支給額から控除する方法で返還していただきます。

なお、返還義務は、年金の受給権を得たときに発生しますので、事前の返還はできません。

§ 8 年金の繰上げ（60歳以降）と繰下げ（66歳以降）

一定の条件を満たしている場合、御本人の希望により、60歳到達後、支給開始年齢に達する前に老齢年金を受け取ったり（年金の繰上げ）、65歳に達したときには請求せず、66歳以降に老齢年金の受取を繰り下げる（年金の繰下げ）制度があります。

1 年金の繰上げ

老齢を事由とする厚生年金は、生年月日に応じて、支給開始年齢が異なりますが、自身の支給開始年齢に到達していなくても、**60歳以降に繰上げ請求を行うことができます。**

留意事項等を参考とし、繰上げを行った場合のメリットやデメリットを十分に理解した上で、請求を行ってください。

（1）繰上げによる年金額の減額

年金を繰り上げて受給する場合、**繰り上げた月数に応じて年金額が減額されます。**

減額率は、**1か月当たり0.4%**（S37.4.1以前に生まれた方は0.5%）であり、1年繰り上げた場合は4.8%〔0.4%×12月〕が**本来支給される額から減額**されることとなります。

この減額は**一生涯続き**、本来支給される年齢（原則65歳）になっても、本来支給される額に戻ることはありません。

（2）請求に当たっての留意事項

ア **老齢基礎年金及び民間会社や私立学校等に勤務したことがあり、他の公的年金制度の老齢厚生年金も受給できる場合には、全ての老齢厚生年金を同時に繰り下げする必要があります（全て減額）。**

イ 一旦、繰上げ請求を行ったものは、**取り消すことはできません。**

ウ 在職中でも請求できますが、給料等との調整で、年金の一部又は全部が支給停止となる場合があります（17ページ「Ⅲ 退職後の年金と請求手続等」「§ 9 老齢厚生年金の支給調整」「1 在職中の収入による老齢厚生年金の調整」参照。）。

エ 雇用保険の給付を受ける場合は、年金の一部又は全部が支給停止となる場合があります（19ページ「Ⅲ 退職後の年金と請求手続等」「§ 9 老齢厚生年金の支給調整」「2 雇用保険の給付との調整」参照。）。

オ 本制度を利用した場合、**事後重症による障害厚生(共済)年金などの請求はできません。**

カ 本制度を利用した場合、**国民年金の任意加入被保険者になることはできません。**

2 年金の繰下げ

65 歳から受給することができる「老齢厚生年金」及び「老齢基礎年金」は、65 歳に達したときには請求せず、66 歳以降に繰下げを申し出ることが可能です。

留意事項等を参考とし、繰下げを行った場合のメリットやデメリットを十分に理解した上で、請求を行ってください。

なお、以下に該当する場合は、繰下げの申出を行うことができません。

- ・66 歳到達前に遺族や障害の年金(障害基礎年金を除く。)の受給権を有している方(※)。
- ・他の公的年金制度による、65 歳から支給の老齢厚生(退職共済)年金を既に受給している方。
- ・老齢厚生(退職共済)年金を繰り上げて受給している方。

※ 66 歳到達日以後にこれらの年金の受給権が発生した場合は、これらの年金の受給権が発生した月を基準に繰下げ申出したものとして、繰下げ加算額が算定される。

(1) 繰下げによる年金額の増額

年金を繰下げて受給する場合、繰り上げた月数に応じて年金額が増額されます。

増額率は、1 か月当たり 0.7%であり、1 年繰り下げた場合は 8.4%〔0.7%×12 月〕が本来支給される額に加算されることとなり、この増額は生涯続きます。

(2) 請求に当たっての留意事項

ア 「特別支給の老齢厚生年金」は繰下げて受給することはできません。

イ 民間会社や私立学校等に勤務したことがあり、他の公的年金制度の老齢厚生年金も受給できる場合には、全ての老齢厚生年金を同時に繰り下げする必要があります。

なお、老齢基礎年金と老齢厚生年金は、同時に繰下げをする必要はなく、いずれか一方のみ繰り下げて受給することも可能です。

ウ 在職中でも請求できますが、給料等との調整で支給停止となっている年金は、繰下げによる増額の対象となりません。

エ 加給年金額は、繰下げによる増額の対象となりません。

※一定の要件を満たしている加給年金対象者がいる場合、繰下げにより増額するよりも、繰下げをせず「加給年金額」を受給した方が受給総額が多くなる場合もあります。

オ 繰下げは、受給権発生から最大 120 月(※1)まで行うことができます。

なお、75 歳(※2)到達日以後に繰下げ申出をした場合、請求時期に関わらず、75 歳(※2)到達時点での増額率になり、75 歳(※2)まで遡って年金が決定・支給されることとなります。

また、80 歳(※3)到達後に繰下げ申出をした場合、時効により年金が支払われない部分が発生します。

※1 120 月は、以下の(1)又は(2)のいずれかに該当する方が対象であり、いずれにも該当しない場合は、最大 60 月です。

(1) 生年月日が S27.4.2 以後

(2) 生年月日が S27.4.1 以前で、H29.4.1 以後に老齢厚生年金の受給権が発生した方

※2 ※1 の(1)又は(2)に該当しない場合は、70 歳。

※3 ※1 の(1)又は(2)に該当しない場合は、75 歳。

§ 9 老齢厚生年金の支給調整

「特別支給の老齢厚生年金」及び「老齢厚生年金」の受給権者が、在職している間（再任用職員等の公務員、民間企業等に再就職など厚生年金制度に加入する働き方の場合）や、国会議員・地方議会議員である場合は、年金額の全部又は一部が支給停止となる場合があります。

1 在職中の収入による老齢厚生年金の調整

退職後に再任用職員等の公務員や民間企業等に再就職して、厚生年金保険に加入する場合、総報酬月額相当額（※1）と老齢厚生年金の基本月額（※2）（加給年金額と経過的加算額を除く。）の合計額が一定の額を超えるときは、老齢厚生年金（特別支給の老齢厚生年金を含む。）の全部又は一部が支給停止されます。ただし、労働時間が週 20 時間未満、自営業などの個人事業主など、厚生年金保険に加入しない働き方や、収入が不動産や株式等によるもの場合は、支給停止の対象にはなりません。

なお、老齢基礎年金は、支給停止の対象ではありませんので、全額支給されます。

※1 総報酬月額相当額とは、標準報酬月額と受給権者が被保険者である日の属する月以前の 1 年間の標準賞与額の総額を 12 で除して得た額とを合算した額。

※2 基本月額とは、年金額を 12 で除して得た額。

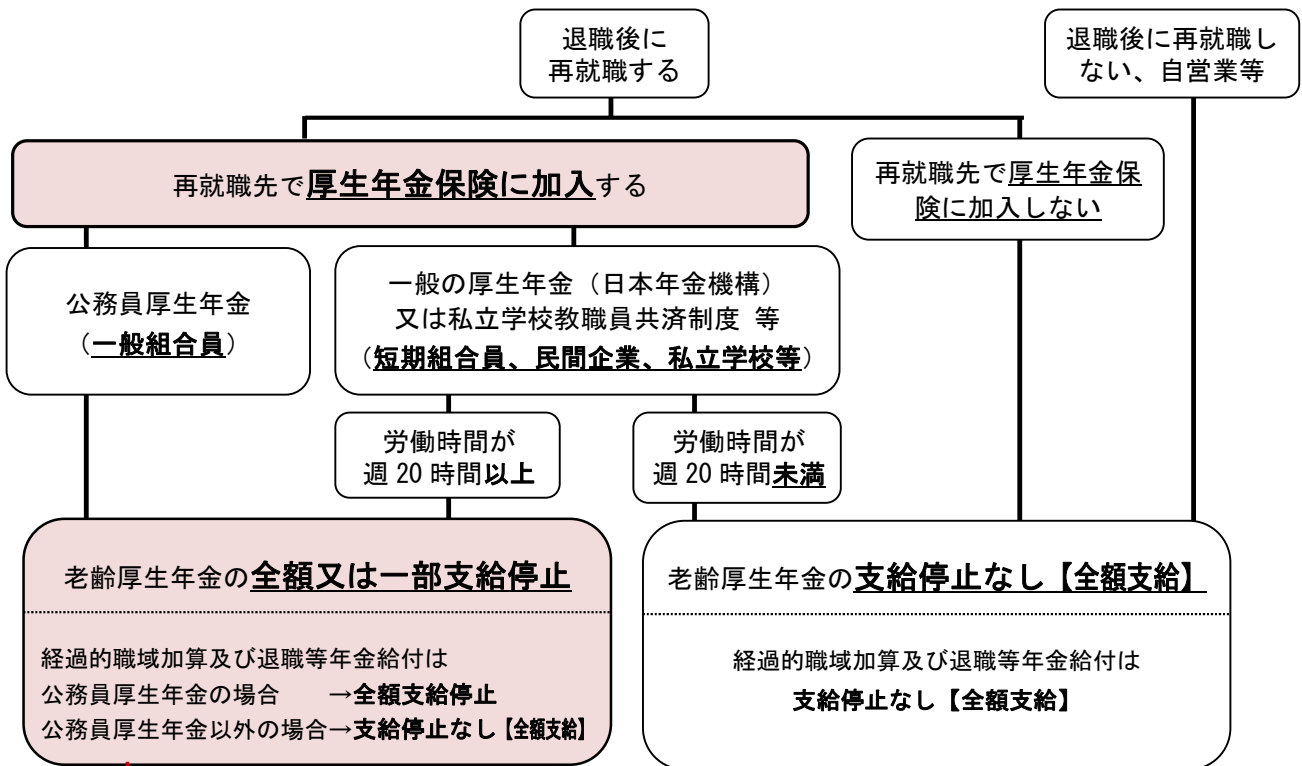
決定される年金の種類	厚生年金の種類と年金の支給調整額	
	公務員厚生年金	一般の厚生年金又は、 私立学校教職員共済制度
老齢厚生年金	再就職先の標準報酬月額と、過去 1 年間の賞与額の 1/12 の額（総報酬月額相当額）と、老齢厚生年金の基本月額の合計が 50 万円 （※）を超えた場合、超えた額の 1/2 の額が年金から支給停止	
経過的職域加算	全額支給停止	全額支給
退職等年金給付 （年金払い退職給付）	退職後に支給開始	全額支給

※50 万円（支給停止基準額）は令和 6 年度の額であり、賃金や物価の変動に応じて毎年改定。

《支給停止の計算方法》

区分	支給停止額
総報酬月額相当額＋老齢厚生年金の基本月額 ≤50 万円	支給停止なし
総報酬月額相当額＋老齢厚生年金の基本月額 >50 万円	（総報酬月額相当額＋基本月額－50 万円） × 1/2

◆「老齢厚生年金」の支給調整フロー図◆



※この「フロー図」は、一般的な事例です。
御自身の厚生年金保険制度への加入の有無や種別などは再就職先で確認してください。

計算してみましょう！



＜事例＞ Aさん（昭和38年7月3日生）は、公立学校で暫定再任用職員（フルタイム）として勤務し、公立学校共済組合（公務員厚生年金）の一般組合員。年金の受給権発生日（65歳の誕生日の前日）である令和10年7月2日の勤務等の状況は以下のとおり。

- ・加給年金対象者 なし
- ・標準報酬月額 **34万円**
- ・賞与額（計算対象月の直近1年間分の合計額を月に換算）
(32万円〔R9.12月分〕＋8万円〔R10.3月分〕＋32万円〔R10.6月分〕) × 1/12 = **6万円**
- ・老齢基礎年金 81.6万円〔年額〕 → 6.8万円〔月額〕
- ・老齢厚生年金 168万円〔年額〕 → **14万円**〔月額〕
- ・経過的職域加算額 24万円〔年額〕 → 2万円〔月額〕

$$\{ (34\text{万円} + 6\text{万円} + 14\text{万円}) - 50\text{万円} \} \times 1/2 = 2\text{万円}$$

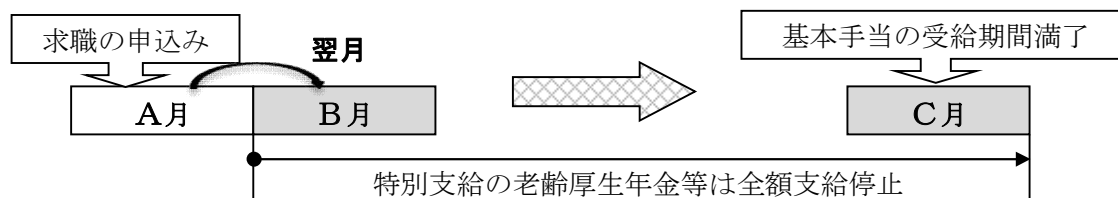
受給権発生日の翌月（令和10年8月分）から老齢厚生年金の一部（2万円）が支給停止
1月当たりの支給額は以下のとおり。

・老齢基礎年金	6.8万円【全額支給】※老齢基礎年金は支給調整の対象外	合計 18.8万円 支給
・老齢厚生年金	12万円【一部支給停止(14万円－2万円)】	
・経過的職域加算等	0万円【公務員厚生年金加入中は全額支給停止】	

2 雇用保険の給付との調整

公立学校共済組合から支給される「特別支給の老齢厚生年金」又は「繰上げ支給の老齢厚生年金」の受給者（65 歳未満）と雇用保険法による失業給付（基本手当）等は、同時には受給できません。

公共職業安定所（ハローワーク）に求職を行うと、失業給付（基本手当）の額にかかわらず、求職の申込みを行った日の翌月から、失業給付（基本手当）受給期間が満了するまでの間、特別支給の老齢厚生年金等は全額支給停止となります。



公共職業安定所（ハローワーク）に求職の申込みをする前に、失業給付（基本手当）の給付額を確認し、年金額と比較した上で、どちらを受給するか、十分検討することをおすすめします。

《公務員に対する雇用保険法による失業給付について》

公務員は、雇用保険法が適用されないため、本務者として在職後定年退職した場合、失業給付の受給資格はありません。ただし、暫定再任用職員（フルタイム）等として再就職後、雇用保険制度に加入し、65 歳までに退職した場合は、失業給付の受給資格が発生する場合があります。

3 受給権者からの申出による年金の支給停止

年金は、受給権者の請求に基づき決定されますが、申出によって、自らの意思で年金を受給しないという選択をすることができます。

申出による支給停止は、いつでも、将来に向かって撤回するが可能です。原則、支給停止を撤回する旨の申出書が受理された翌月分から年金が支給されますが、過去に辞退していた年金を遡及して受給することはできません。

§ 10 障害厚生年金

組合員又は組合員であった方が、病気やけがにより、日常生活を送る上で困難が生じるような障害状態になったときに請求できる年金です。

請求手続は、在職中でも、退職後でも可能であり、障害等級（※１）に応じて、国民年金制度から「障害基礎年金」が併せて支給されます。

1 障害厚生年金

（１）受給要件

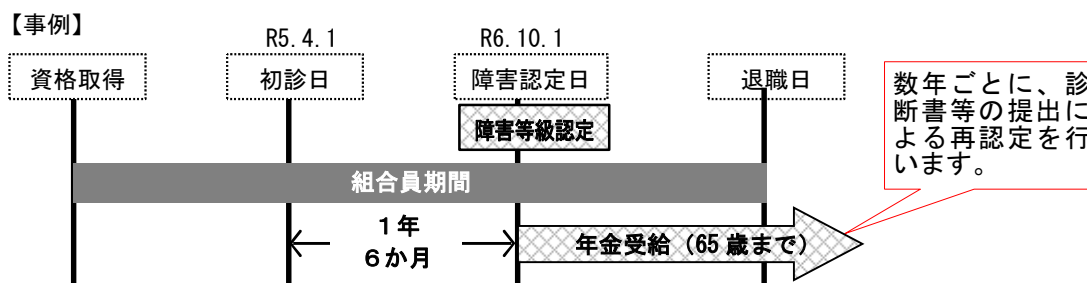
障害厚生年金の受給には、次の３つの要件をすべて満たしている必要があります。

- ア 障害の原因となった病気やけがの初診日（※２）が、厚生年金保険の被保険者（公務員共済の一般組合員）期間中にあること。
- イ 障害認定日（※３）において、障害等級の１～３級に該当する障害の状態にあること。
- ウ 保険料納付要件（※４）を満たしていること。

（※１）「障害等級」とは、国民年金法施行令及び厚生年金保険法施行令で定める障害程度の認定基準（身体障害者手帳や精神障害者福祉手帳の等級とは異なる。）。

（※２）「初診日」とは、その病気やけがについて初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日。

（※３）「障害認定日」とは障害の状態を定める日のことで、原則、その障害の原因となった病気やけがについての初診日から１年６か月を過ぎた日、または１年６か月以内にその病気やけがが治った場合（症状が固定した場合）はその日。ただし、特例症例（主なものは下表参照）はこの限りではない。



【主な特例症例】

症例の現象	障害認定日
① 人工透析療法の施行	透析開始から３か月を経過した日
② 人工骨頭、人工関節の挿入、置換	挿入・置換の日
③ 心臓ペースメーカー、植え込み型除細動器（ICD）又は人工弁の装着	装着した日
④ 人工肛門の造設、尿路変更術の施術	造設又は施術の日から６か月を経過した日
⑤ 新膀胱の造設	造設した日
⑥ 切断又は離断による肢体の障害	切断又は離断した日
⑦ 喉頭の全摘出	全摘出した日
⑧ 在宅酸素療法の実施	在宅酸素療法を開始した日

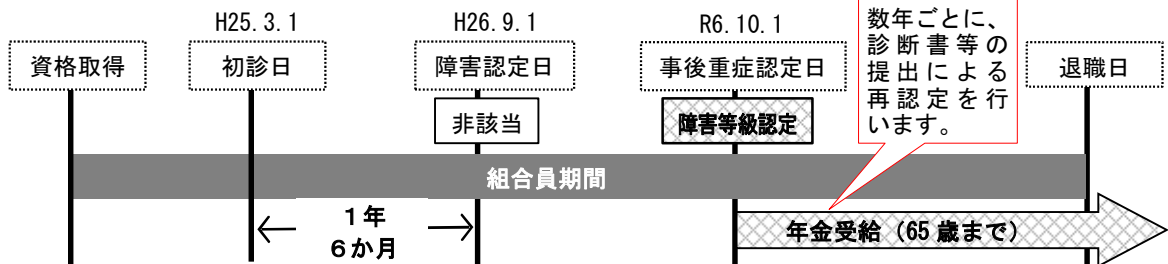
（※４）「保険料納付要件」とは、初診日の前日において、初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間のうち、３分の２以上の期間について、保険料が納付又は免除されていること。

（２）事後重症制度

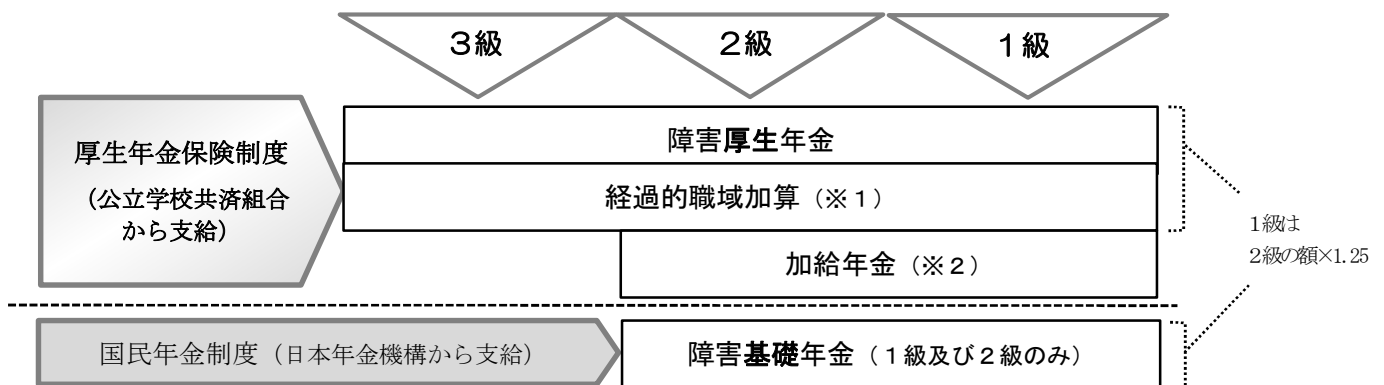
障害認定日において、障害等級に該当しない場合でも、その後に病気のけがの症状が進行し、65歳に達する日の前日（65歳誕生日の前々日）までの間に、障害等級の１～３級までの障害の状態になった場合、障害厚生年金を請求することができます。

ただし、老齢年金を繰り上げて受給している場合は、この制度は適用されません。

【事例】



2 障害厚生年金の支給



（※１）平成 27 年 9 月までの組合員期間に対する経過措置（初診日が一元化前のものに限る。）。

（※２）年金受給者によって生計を維持されている 65 歳未満配偶者など支給条件に該当する方に支給。

3 障害厚生年金の額の改定

受給中の障害厚生年金の対象となる障害の程度を診査し、障害の状態の軽減又は増進により、その程度が従前の障害等級以外の障害等級に該当することとなった場合は、その程度に応じて年金額が改定（障害の状態が年金を受けることのできる程度より軽くなった場合は、障害厚生年金は支給停止）されます。

4 失権（消滅）

障害厚生年金を受ける権利は、障害厚生年金の受給権者が、次のいずれかに該当するときに消滅します。

- （１）受給権者が死亡したとき
- （２）障害の程度が軽減し、障害等級に該当しなくなった日からそのまま 3 年を経過したとき、又は 65 歳に達したときの、いずれか遅い方

5 障害厚生年金と傷病手当金の調整

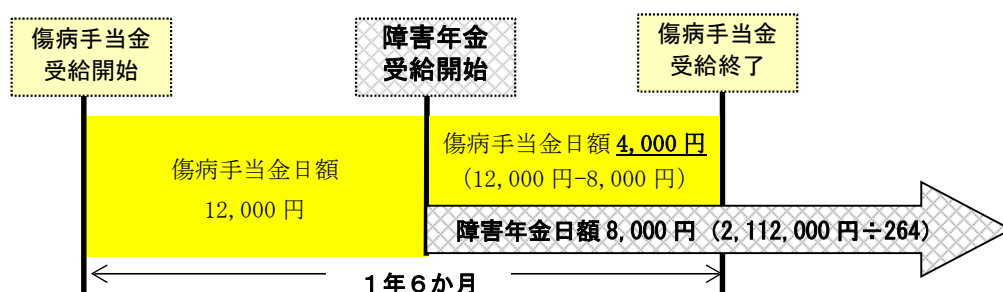
傷病手当金は、組合員が病気やけがの療養のため学校等を休み、このため報酬(給与)が減額されたときに、これを補填し、生活を保障するための給付です。

障害厚生年金等(※)を受給する期間に、傷病手当金も支給される場合、年金額に応じて傷病手当の支給額が調整されます。

傷病手当金給付日額から年金日額(年金年額÷264〔22日×12月〕)を差し引いた差額の傷病手当金が支給されますが、年金日額が傷病手当金給付日額より多い場合は、傷病手当金は支給されません。

※ 傷病手当金の調整の対象となる年金は、同一の病気やけがについての障害厚生年金及び障害基礎年金と、老齢厚生年金及び老齢基礎年金です。

【事例】傷病手当金日額：12,000円、障害厚生年金・障害基礎年金：2,112,000円



公立学校共済組合の一般組合員期間中に初診日のある障害による、障害厚生年金の請求を御検討の方は、公立学校共済組合広島支部長期給付係（Tel 082-513-4959）へお問合せください。

§11 離婚時の年金分割

組合員又は組合員であった方（一般組合員に限る）が離婚した場合、婚姻期間中の厚生年金等の計算の基礎となる保険料納付記録（標準報酬月額・標準賞与額（以下「標準報酬月額等」という。））を当事者間で分割することができる制度であり、「合意分割」と「3号分割」の2つの方法があります。

なお、年金分割の効果は、厚生年金部分に限られますので、老齢基礎年金には影響はありません。

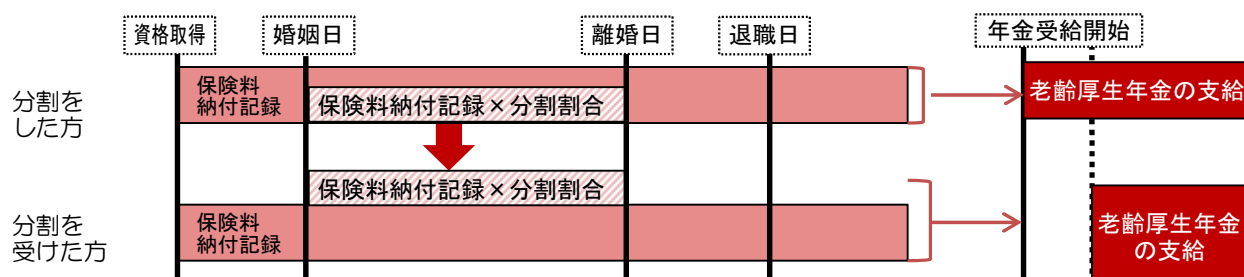
1 分割方法

(1) 合意分割

離婚した当事者双方又は一方の請求により、婚姻期間中の保険料納付記録（標準報酬月額等）を分割割合（上限 50%）に応じて分割するものであり、次の条件のすべてに該当する必要があります。

ア 平成 19 年 4 月 1 日以後に離婚又は事実婚関係を解消していること。

イ 離婚した当事者双方の合意や裁判手続により年金分割の割合を定めていること。

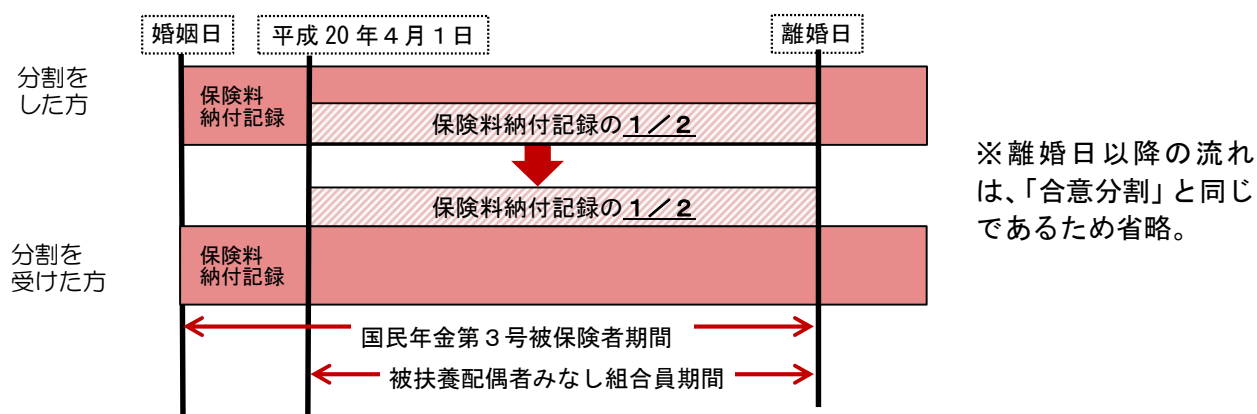


(2) 3号分割

国民年金第3号被保険者（被扶養配偶者）であった方からの請求により、平成 20 年 4 月 1 日以後の国民年金第3号被保険者期間に係る相手方の保険料納付記録（標準報酬月額等）を 2分の1 ずつ当事者間で分割するものであり、次の条件のすべてに該当する必要があります。

ア 平成 20 年 5 月 1 日以後に離婚又は事実婚関係を解消していること。

イ 平成 20 年 4 月 1 日以後に離婚した当事者の一方に国民年金第3号被保険者期間があること。



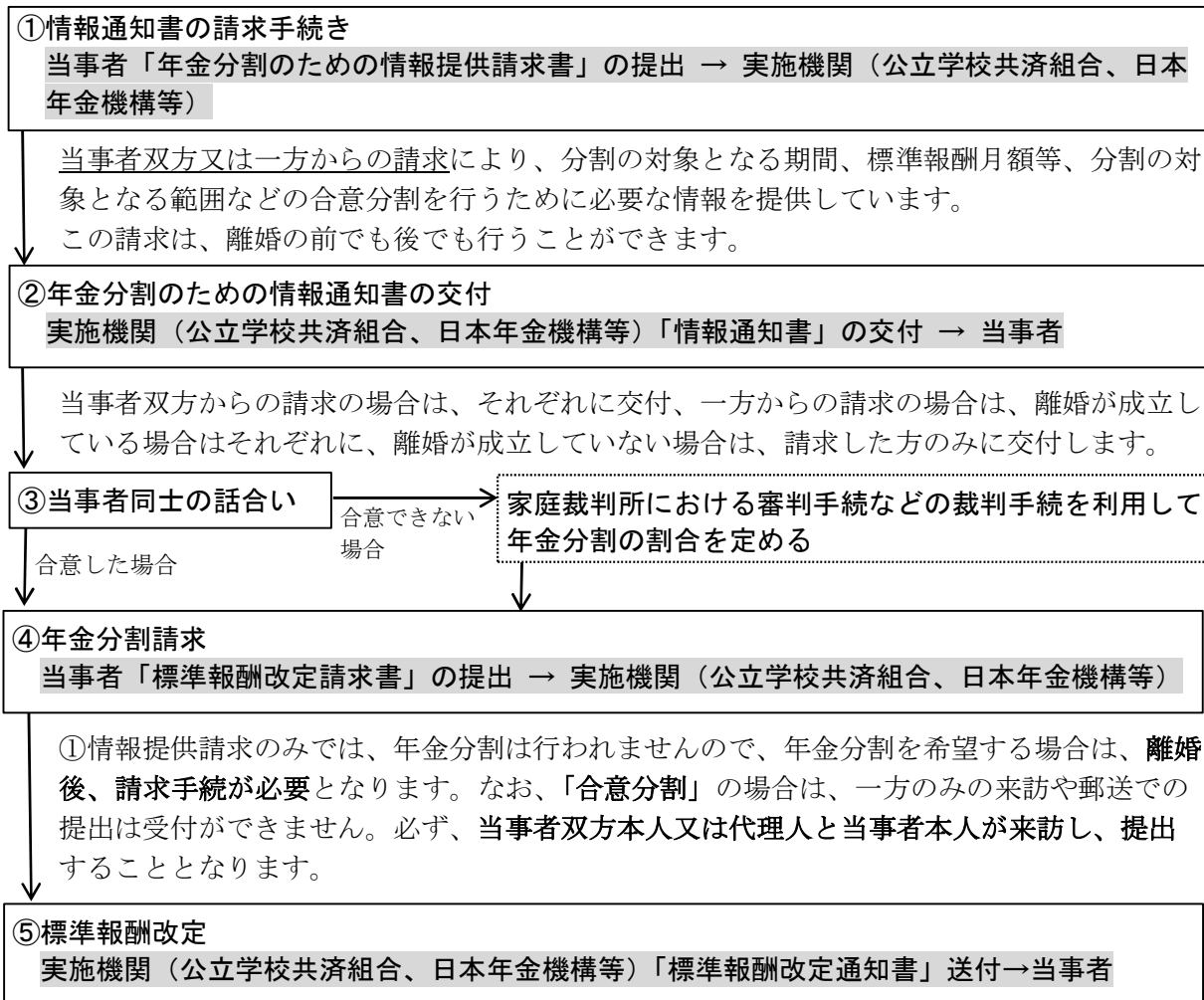
婚姻期間中の保険料納付記録（標準報酬月額等）を分割し、年金額の計算に反映します。

分割をした方：御自身の保険料納付記録から、相手方に分割をした標準報酬月額等を除いたその残りの標準報酬月額及び標準賞与額に基づき、年金額を計算。

分割を受けた方：御自身の保険料納付記録と相手方から分割された標準報酬月額等に基づき、年金額を計算。



2 年金分割までの流れ



分割割合に基づき、厚生年金の標準報酬を改定し、改定後の標準報酬を通知します。

3 請求期限

年金分割の請求期限は、離婚が成立した日、事実婚関係が解消されたと認められる日の翌日から2年以内です。ただし、2年以内であっても、相手方が死亡した日から1か月を経過すると請求不可。）です。

§ 12 遺族厚生年金・遺族基礎年金

組合員又は組合員であった方（一般組合員に限る）が在職中又は退職後に死亡した場合、御遺族の方の生活を保障するために「遺族厚生年金」が支給されます。

一般的な遺族厚生年金の年額は、亡くなった方が受け取る（受け取っていた）年金額の4分の3相当額であり、国民年金制度から「遺族基礎年金」が併せて支給されます。

1 遺族厚生年金

（１）受給要件

組合員又は組合員であった方（一般組合員に限る）が、次のいずれかに該当する場合、その御遺族支給されます。

ア 在職中に死亡した場合。

イ 退職後、在職中に初診日がある病気やけがが原因で、初診日から5年以内に死亡した場合。

ウ 障害等級1級又は2級の障害厚生年金の受給権者が死亡した場合。

エ 老齢厚生年金の受給権者又は年金待機者のうち、受給資格期間が25年以上の方が死亡した場合。

（２）遺族の範囲

遺族厚生年金を受給できる遺族は、組合員又は組合員であった者（一般組合員に限る）が亡くなられたときに、その方に生計を維持されていて、かつ、恒常的な収入が将来にわたって年額850万円（年間所得655.5万円）以上と認められた方です。

順位	続柄		要件等
1	配偶者（内縁関係にある方を含む。）	妻	死亡時の支給要件なし。 ※死亡時に、年齢が30歳未満で下記の子がいない場合は5年間の有期給付。
		夫	死亡時に年齢が55歳以上である方（支給開始は60歳。）。 ※60歳前であっても、遺族基礎年金を受給中の場合に限り、遺族厚生年金も併せて受給可能。
	子（胎児含む。）		18歳の年度末までの未婚の方又は20歳未満で障害等級が1級若しくは2級に該当する障害状態にある未婚の方。
2	父母		死亡時に年齢が55歳以上である方（支給開始年齢は60歳。）。
3	孫		第1順位の子と同じ
4	祖父母		第2順位の父母と同じ

○中高齢寡婦加算とは・・・遺族厚生年金の受給者が40歳以上65歳未満の妻であり、遺族基礎年金が支給されない場合、遺族厚生年金に61.2万円（令和6年度）が加算。

2 遺族基礎年金

「遺族基礎年金」は日本年金機構から支給され、「遺族基礎年金」が支給される遺族は、死亡した方に生計を維持されていた子がいる配偶者又は子です。ただし子については、死亡した方の配偶者が遺族基礎年金を受けている場合（配偶者と子では配偶者が優先。）や、生計を同じくするその子の父又は母がいる場合は支給されません。

3 請求手続

在職中に亡くなられた場合は、所属所を通じて、公立学校共済組合広島支部長期給付係（TEL 082-513-4959）へ御連絡ください。退職後にお亡くなりになられた場合は、御遺族が直接、公立学校共済組合本部（TEL 03-5259-1122）へ連絡してください。

参考) 公的年金の加入者及び実施機関

公的年金		実施機関	加入者	問合せ・相談窓口
国民年金		日本年金機構 (年金事務所)	・20歳以上60歳未満の全国民	下表「広島県内の年金事務所」参照
		日本年金機構 (年金事務所)	・民間の会社に勤務 ・臨時的任用職員、非常勤講師、 会計年度任用職員、再任用短 時間勤務職員(20/w以上勤務) 等 ※ <u>公立学校共済組合短期組合員</u> <u>や任意継続組合員</u>	
厚生年金保険	一般厚生年金	公立学校共済組合	公立学校の教職員・道府県の教育委員会職員【本務者・再任用フルタイム職員】等 ※ <u>公立学校共済組合一般組合員</u>	本部 〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-9-5 TEL 03-5259-1122 広島支部 〒730-8514 広島市中区基町9-42 TEL 082-513-4959
		市町村職員共済組合等	市役所、町村役場の職員等	全国市町村職員共済組合連合会 〒102-0084 東京都千代田区二番町2番地 TEL 03-5210-4608 広島県市町村職員共済組合 〒730-0036 広島市中区袋町3-17 TEL 082-545-8555
	公務員厚生年金	広島市職員共済組合	広島市の職員	〒730-8586 広島市中区国泰寺町1-6-34 TEL 082-504-2061
		地方職員共済組合	道庁、府庁、県庁(教育委員会は除く)の職員 ※都庁の職員は「東京都職員共済組合」	本部 〒102-8601 東京都千代田区平河町2-4-9 TEL 03-3261-9850 広島県支部 〒730-8511 広島市中区基町10-52 TEL 082-513-2264
		東京都職員共済組合	東京都庁の職員	〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 TEL 0570-03-4165
		警察共済組合	都道府県警察の職員	本部 〒102-8588 東京都千代田区三番町6番8 TEL 03-5213-7570 広島県支部 〒730-8507 広島市中区基町9-42 TEL 082-228-0110
		国家公務員共済組合連合会	国家公務員	〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 TEL 0570-080-556 又は 03-3265-8155
		日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員	本部 〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5 TEL 03-3813-5321 広島ガーデンパレス共済業務課 〒732-0052 広島市東区光町1-15-21 TEL 082-262-1134
	私学厚生年金	日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員	

広島県内の年金事務所

年金事務所	厚生年金保険	国民年金	問合せ・相談窓口
広島東	広島市、大竹市、廿日市市、江田島市、安芸郡、山県郡	広島市のうち中区・安佐南区・安佐北区	〒730-8515 広島市中区基町 1-27 TEL 082-228-3131
広島西		広島市のうち西区・佐伯区、大竹市、廿日市市、山県郡	〒733-0833 広島市西区商工センター 2-6-1 NTTコムウェア広島ビル 1 階 TEL 082-535-1505
広島南		広島市のうち東区・南区・安芸区、江田島市、安芸郡	〒734-0007 広島市南区皆実町 1-4-35 TEL 082-253-7710
福山	福山市		〒720-8533 福山市旭町 1-6 TEL 084-924-2181
呉	呉市、竹原市、東広島市		〒737-8511 呉市宝町 2-11 TEL 0823-22-1691
呉 (東広島分室)			〒739-0015 東広島市西条栄町 10-27 栄町ビル 1 階 TEL 082-493-6301
三原	三原市、尾道市、豊田郡、世羅郡		〒723-8510 三原市円一町 2-4-2 TEL 0848-63-4111
三次	三次市、庄原市、安芸高田市		〒728-8555 三次市十日市東 3-16-8 TEL 0824-62-3107
備後府中	府中市、神石郡		〒726-0005 府中市府中町 736-2 TEL 0847-41-7421

公務員の老齢厚生（退職共済）年金の受給権をお持ちの方へ 年金受給権者の再就職に伴う手続

公務員の共済組合（国・地方・市町村等）の年金は、最後に属していた公務員の共済組合が年金額を決定（裁定）して支給することとされています。

これにより、既に公務員の老齢厚生（退職共済）年金の受給権を有している方が、再度、公務員の共済組合の一般組合員の資格を取得した場合は、公務員の年金制度を引き継ぐための手続として、年金受給権者再就職届書（以下「届書」という。）を提出していただく必要があります。

この届書は、年金決定時に交付している「年金証書」の原本（※）を添えて所属所経由で、公立学校共済組合広島支部へ提出してください。

※ 提出された年金証書は、公立学校共済組合本部において、再就職に係る事務処理が終了した後に返却いたします。なお、年金証書の紛失等により、原本を添付できない場合は、その旨を記載した書類（様式不問）を届書に添付し、提出してください。

施行規程第 160 条

年金受給権者再就職届書

フリガナ 受給権者氏名		ヒロ シマ ジロウ 広 島 二 郎		生年月日	明治 大正 32年 10月 9日 昭和	
年金証書 記号番号		3 3 - 1 2 3 4 5 6 7 8		年金の種類	老齢厚生年金 (特別)	基礎年金 番 号 9999-111111
再 就 職	再就職先又は 勤務先の名称 及び所在地	〇〇市立〇〇小学校 〇〇市〇〇町一丁目 1-1				
	所属共済組合	公立学校 共済組合 広島 支部		所属所 〇〇小学校		
後	再就職年月日	令和 3 年 10 月 1 日		組合員種別	一般組合員	
上記のとおり再就職したので届け出ます。 公立学校共済組合理事長 様 令和 3 年 10 月 1 日 届 出 者 { 〒 〇〇〇-〇〇〇〇 住所 〇〇市〇〇町二丁目 2-2 氏名 広 島 二 郎						
上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。 令和 3 年 10 月 4 日 所属機関の長 { 所属機関名 〇〇市立〇〇小学校 及び職名 氏 名 校 長 公 立 薫						

この届書は、再就職先の共済組合を経由して提出してください。この場合、年金証書を添付してください。

様式は、公立学校共済組合広島支部のホームページに掲載しています。

「06-014 年金受給権者再就職届書 様式」ダウンロードし、必要事項を記入（同ページの「06-015 年金受給権者再就職届書 記入例」を参考としてください。）の御提出ください。

（掲載場所）トップページ＞ 広島支部トップページ＞ 広島支部について＞ 様式ダウンロード（年金関係）
（URL）<https://www.kouritu.or.jp/hiroshima/about/yousikinennkinn/index.html>

年金受給者・年金待機者待機者に関する手続

年金受給者や、年金待機者（年金を受け取るための受給要件を満たしているものの、年金の受給開始年齢に到達していない方）の住所や氏名に変更があったとき、年金の受取口座を変更したいとき、亡くなられたときなど、必要な手続などを御案内します。

①住所が変わったとき、住居表示が変わったとき		
年金受給者	提出書類	原則として届出は不要です。
	備考	住所変更（住居表示の変更）があったときは、住民基本台帳ネットワークシステムを利用して登録住所の変更手続を行います。ただし、変更手続には4～5か月程度かかりますので、 必ず郵便局で転送手続を行ってください。
年金待機者	提出書類	「年金待機者異動報告書」を提出 してください。 （添付書類） ・氏名変更の事実を確認することができる戸籍抄本【全員】 ・基礎年金番号が確認できる基礎年金番号通知書又は年金手帳の写し【全員】
	提出先	公立学校共済組合本部
②氏名が変わったとき		
年金受給者	提出書類	「年金受給権者氏名変更届」を提出 してください。 （添付書類） ・年金証書（複数の年金がある方は全て）【全員】 ・氏名変更の事実を確認することができる戸籍抄本【該当者のみ】 ※住基ネットで氏名変更が確認できない方（外国居住者等）や遺族年金受給者が該当。
	提出先	公立学校共済組合本部
年金待機者	提出書類	「年金待機者異動報告書」を提出 してください。 （添付書類） ・基礎年金番号が確認できる基礎年金番号通知書又は年金手帳の写し【全員】
	提出先	公立学校共済組合本部
③亡くなられたとき		
年金受給者		公立学校共済組合広島支部長期給付係（Tel 082-513-4959）へ連絡 してください。 ご連絡いただく主な内容は以下のとおりです。 年金証書記号番号（年金待機者の場合は年金待機者番号）又は基礎年金番号、亡くなられた方の氏名（ご連絡者の氏名等も必要です。）、生年月日、死亡年月日、・手続き書類の送付先住所、連絡先電話番号
	備考	年金は、亡くなられた月分まで支払われますので、 <u>亡くなられた月分までの年金については、未支給年金として請求することができます。</u> なお、この未支給年金を受け取ることができるのは、年金受給権者が亡くなられたときに年金受給権者と生計を同じくしていた <u>3親等内の親族</u> です。
年金待機者	提出書類	「年金待機者異動報告書」を提出 してください。 （添付書類） ・死亡の事実が確認できる戸籍抄本または住民票【全員】
	提出先	公立学校共済組合本部

④年金の受取口座を変更したいとき	
提出書類	「年金受給権者受取機関変更届」を提出 してください。 (添付書類) ・年金受給者名義の預金通帳の写し【全員】 ※変更届の「金融機関またはゆうちょ銀行の証明欄」に受取機関の確認印を受ける場合は省略可。
提出先	公立学校共済組合本部
備考	・1枚の届で複数の年金の受取口座の変更できます。 ・提出時期によって、次回の定期支給日までに変更手続きが間に合わない場合があります。変更後の金融機関口座に年金が入金されたことを確認するまでは、変更前の金融機関口座を解約しないでください。
⑤年金証書・年金額改定通知書を紛失したとき（年金受給者のみ）	
提出書類	「年金証書・改定通知書・振込通知書再交付申請書」を提出 してください。 なお、年金払い退職給付の年金証書と年金額改定通知書の再交付を希望される場合は、「年金払い退職給付 年金証書・改定通知書再交付申請書」を提出してください。
提出先	公立学校共済組合本部
⑥源泉徴収票を紛失したとき（年金受給者のみ）	
公立学校共済組合の24時間受付の専用電話（03-5259-8852）による再交付自動受付サービス ご利用ください。音声ガイダンスに従って手続きをしていただきますと、再発行した源泉徴収票を、登録住所宛てに送付します。 ※ 年金証書番号(8桁)がわかる年金支払通知書等を御準備ください。	

*各種手続きについての詳細は公立学校共済組合ホームページに掲載しています。

(トップページ> 年金受給者(待機者)向け手続き> 年金受給中に必要な手続き> 全ての年金に共通の手続き)
 URL: <https://www.kouritu.or.jp/nenkin/jukyuchutetsuzuki/alltetsuzuki/index.html>

*上記①～⑤の様式は公立学校共済組合ホームページからダウンロードしてください。

(トップページ> 年金受給者(待機者)向け手続き> 年金受給者・年金待機者手続き用紙ダウンロード)
 URL: <https://www.kouritu.or.jp/nenkin/download/index.html>

なお、一部様式は郵送で取り寄せることも可能です。

その場合は、公立学校共済組合広島支部長期給付係（TEL 082-513-4959）へ御連絡ください。

公立学校共済組合では、皆様に、情報をお伝えするために、広報誌を発行しています。各種制度や事務手続などわかりやすく紹介していますので、ぜひ御覧ください。

組合員向け広報誌「共済フォーラム」（年4回：6月、9月、10日、12月、3月発行）

所属を通じて送付し、年金や医療保険などの社会保障制度や共済組合の事業などを御紹介。

年金受給者向け広報誌「年金フォーラム」（年2回：6月、12月）

年金支払通知書に同封して送付し、制度改正、諸手続きなどを御紹介。

バックナンバーを、公立学校共済組合ホームページに掲載していますので、御活用ください。

(トップページ> 公立学校共済組合について> 刊行物)
<https://www.kouritu.or.jp/about/kanko/index.html>

